

事業群評価調書(平成28年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	こども政策局こども家庭課
施策名	(3) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	課(室)長名	吉田 弘毅
事業群名	③ 総合的な児童虐待防止対策の推進	事業群関係課(室)	

1. 計画等概要

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)】

《長崎県総合計画チャレンジ2020 本文》

児童虐待を防止し、すべての児童を心身ともに健やかに育成していくために、市町や医療、保健、教育、警察等関係機関が適切に役割分担しながら、連携して支援体制を整備するとともに、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの総合的な支援を行います。

事業群指標	最終目標 (H32)	基準値 (H26)	実績 (H27)	達成率	【進捗状況の分析】
児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修受講者数	21人以上	21人	37人	—	各こども・女性・障害者支援センターにおける管内市町職員を対象に研修を1回ずつ実施。研修内容は児童相談所と市町の役割や連携、市町独自の組織体制づくり、要保護児童対策地域協議会の運営内容等をテーマとして実施。県内全市町職員(37名)に対し、研修は実施でき目標は達成した。最終目標の数値は達成しているが、市町職員の人事異動等もあり、組織の専門性やレベルの維持、向上が必要であることから、今後も各市町の児童福祉主管課の新任職員等を主な対象とした資質向上のための研修会の実施は継続する必要がある。 ※要保護児童対策地域協議会:虐待を受けた児童等保護や支援を要する児童・家庭について関係機関で情報共有や支援内容の協議を行うため県、市町に設置される組織(以下、要対協)
事業群の進捗状況					—

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)の分析】

《取組項目及び現状と課題》

i) 児童虐待の早期発見・早期対応、支援のための対策強化

- ・県内2か所の児童相談所において24時間365日の相談受付体制を整備し、電話等による簡易相談も含め児童相談所への相談は全件受理会議を実施している。また、児童相談所職員の資質向上を図るため各種研修会を実施している。
- ・児童相談所における対応件数及び対応困難ケースの増加への対応と専門性の高い職員の確保などの課題がある。

ii) 児童虐待の防止に向けた児相、市町、社会的養護等の機能強化及び市町要対協調整機関等の専門性強化

- ・法的対応機能を強化するため、各児童相談所で契約弁護士を1名ずつ配置しており、児童相談所内の各種会議の出席、研修会の実施、随時相談への協力等、児童相談所が抱える法的問題等に対して助言を受けている。
- ・児童虐待事案については行為の悪質性や結果の重大性等を踏まえ児童相談所と警察が相互に情報提供を行うなど連携を図っている。
- ・市町の機能強化を図るために市町及び市町要対協調整機関職員への研修会を実施。
- ・施設入所児童への被措置児童等虐待を防止するため、児童福祉施設の施設内研修に講師を派遣。
- ・市町や警察とさらなる連携を図っていく必要がある。
- ・市町には、要対協の設置及び調整機関に一定の資格を有する職員を配置する必要がある。平成28年度の児童福祉法改正で義務化されている。
- ・要対協は、県内の全市町が設置しているところであるが、近年、児童虐待相談対応件数は増え続けており、地域の児童虐待対応の中核となる要対協に期待される役割はますます大きくなっている。
- ・組織としての機能を十分発揮するためには、運営の要となる要対協調整機関の「調整力」を向上させることが重要であり、そのためには調整機関となる市町職員の更なる専門性の向上や人材の確保が必要である。

2. 27年度取組実績

取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円)			事業概要		指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					事業の成果等	中核事業				
			H27実績	一般財源	人件費(参考)	事業対象	事業内容 (事業の実施状況)	指標	主な目標	H27目標	H27実績	達成率						
			H28計画	一般財源	人件費(参考)					H28目標	—	—						
取組項目 i	児童虐待総合対策事業	H21-	28,891	14,013	4,128	被虐待児とその家庭	児童虐待の早期発見・早期対応の促進、被虐待児童の心のケア及び虐待を加えた保護者への指導等を行った。	活動指標	関係職員研修の実施回数	36	44	122%	児童相談所で実施しているカウンセリング事業や家族再統合事業の実施により、被虐待児童の心のケアや保護者に対する適切な養育方法等について指導等を行い、児童・家庭養育の安定に寄与した。	○				
	こども家庭課		28,099	14,050	4,004			成果指標	県内児童相談所における児童虐待相談対応件数	数値目標なし	495	—						
取組項目 ii	児童虐待防止・支援体制強化事業	H23-	1,935	706	1,611	市町、施設、児童相談所	県要对協は市町の要对協の機能が効果的に発揮できるよう後方支援を行い、研修等の実施により市町の要对協の機能強化が図られた。児童養護施設等には基幹的職員への研修や必要に応じて被措置児童虐待等の研修会を実施したことで施設の専門性の向上が図られた。また、情報提供の方法の見直しを警察、児相間で行った。	活動指標	児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修実施回数	2	2	—			児童虐待防止に向け、県レベルの要对協を設置するとともに要支援家庭等への支援を強化するため、市町要对協の機能、児童養護施設等の機能の強化を図った。また、外部機関との連携等により児相職員のケース対応力向上を図った。			
	こども家庭課		4,022	2,244	1,613			成果指標	児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修受講者数	21	37	—						
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	H26-	647	647	805	市町	市町において、要对協の調整機関の職員の専門性強化及び要对協構成員の連携強化を図るとともに、要对協と市町が実施した乳幼児家庭への全戸訪問や養育支援訪問事業との連携を図った。また、虐待防止等リーフレット等を作成することにより、地域住民への周知を図った。	活動指標	市町の児童福祉司資格取得者数	数値目標なし	5	—	児童福祉司任用資格取得のための研修や専門的研修の実施などにより、市町要对協調整機関の職員の専門性確保に寄与した。					
			こども家庭課	850	850			806	成果指標	事業を実施した市町数	数値目標なし	7					—	

3. 検証及び問題点の抽出

【課題解決に向けて取り組んだ事務事業の実績の検証】

i) 児童虐待の早期発見・早期対応、支援のための対策強化

- 児童相談所の相談体制整備(24時間365日)を行ったが、実績等を踏まえて効率的な体制への見直しが必要。
 - 外部専門家等による職員への研修会を実施し、職員の資質向上を図ったが、人材育成には継続した取り組みが必要。
 - 市町や警察等の研修や協議会等の実施により、連携強化が図られ、児童虐待等の問題が重篤化する前に相談、送致される件数が増加しており、児童相談所の児童虐待相談対応件数の増加にも影響している。
- ※平成27年度児童虐待相談件数 495件。前年度比(26年度301件)の1.6倍。

ii) 児童虐待の防止に向けた児相、市町、社会的養護等の機能強化及び市町要对協調整機関等の専門性強化

- 市町及び市町要对協調整機関職員への外部専門家等による研修を実施し、同職員の専門性向上を図るとともに、市町及び市町要对協の機能強化を図った。
- 児童養護施設等の職員への被措置児童等虐待等をテーマとした研修を実施したことで、施設での児童処遇の適正化を図った。
- 県警少年課、児童相談所と協議を重ね、情報提供を行う際の確認方法の見直しを行った。
- 児童福祉司任用資格取得のための研修会の受講、国の研修センターが実施する研修等への参加などにより、要对協調整機関職員の専門性の強化を図った。(延べ17人)
- 要对協構成員の専門性の向上を図るため、学識経験者等を講師とした研修会等を実施した(3市)
- 要对協調整機関業務については、主に市町担当課の職員が担っているが、人事異動等による職員の入れ替わり等もあるため、引き続き専門性を持った職員を継続的に育成していく必要がある。



4. 29年度実施に向けた方向性

【問題点解決に向けた方向性】	【個別事務事業の見直し】			見直し区分
	事務事業名	事業構築の視点	見直しの方向	
i) 児童虐待の早期発見・早期対応、支援のための対策強化 ・専門性の高い職員の確保や職員養成のために、計画的、体系的に人材育成を図っていく必要がある。	児童虐待総合対策事業	⑤	虐待相談件数は年々増加しており、虐待の発生予防から早期発見・早期対応等、重層的な支援を行うため、平成28年の児童福祉法の改正を踏まえて専門職の増員や研修等による職員の資質向上など、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化していく必要がある。	拡充
ii) 児童虐待の防止に向けた児相、市町、社会的養護等の機能強化及び市町要対協調整機関等の専門性強化 ・児相、市町、児童養護施設等とともに専門性の高い職員の確保が機能強化に繋がるため、今後も研修等を継続的に実施する必要がある。 ・警察との連携について、必要に応じて、改正等を行う。 ・要対協が有効に機能するため、市町職員の専門性の確保が必要であり、今後も引き続き調整機関職員の育成のため事業を継続していく。	児童虐待防止・支援体制強化事業	⑤	平成28年の児童福祉法の改正により、児童虐待に対応する市町の役割の明確化や体制強化として専門職の配置及び研修会受講の義務付け等が具体的に示されている。そのため、要対協機能強化や市町職員の資質向上を目的とした研修会の実施など市町への支援を充実強化していく必要がある。	拡充
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	⑤	平成28年の児童福祉法の改正により、児童や家庭に対する支援は身近な場所である市町村が役割・責務を担うとされたことから、在宅ケースを中心とする支援のための拠点整備が必要である。そのため、関係機関間の調整等を行う要対協に配置される専門職の研修受講等への支援を充実強化していく必要がある。	拡充